

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進するため、統合的流域管理の視点に立って、各分野にまたがり地域を越えて行政機関等が、協議・調整を行う場として、「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」を設置するとともに、NPO等の幅広い連携や交流を促進するため、定期的に交流会を開催し、NPO間の情報交換や交流を深める機会を提供する「琵琶湖・淀川流域交流会」を設置する。また、行政とNPO等の中間的な立場で、行政とNPO等の連携の橋渡し等、役割を担う新しい組織として、「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置するとともに、流域圏における情報拠点、交流拠点となる「流域再生コアセンター」を設置する。

### 1. 「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の具体的な展開を図るため、「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」に各分野、テーマ毎に行政機関で協議・調整を行う「分科会」を設置する。さらに、「分科会」における協議・調整で生じた個別課題や専門的な事柄について、学識経験者やNPO等を交え、意見交換や技術的検討を行う「専門委員会」を設置する。

なお、再生計画の取り組み期間は概ね5～10年であるが、より長期的な取り組みを要する事項については、引き続き本協議会で取り組むこととする。

#### (1) 「分科会」の設置

各分野、テーマ毎に下記分科会を設置し、行政機関により協議・調整を行う。

##### 1) 「みずべプロムナードネットワーク分科会」

ネットワークの整備状況及び不連続箇所の解消、「川の駅」「湖の駅」の整備状況に関する評価及び登録制度や運用方法に関する検討、関連するソフト事業に関する実施、社会実験の評価実施等について協議・調整を行う。

##### 2) 「水辺の生態系保全再生・ネットワーク分科会」

水ネットワークの連続性の点検、水辺の生態系保全再生事業に関する評価や管理、生態系に関するデータベースの構築と情報の共有化、モニタリングによる順応的な進め方の導入、市民との連携・協働や環境教育の推進、水質改善等、他の施策との連携、各機関の連携施策の推進等について協議・調整を行う。

##### 3) 「水辺の賑わい創出分科会」

モデル地区における施策実施状況及び達成度の評価や管理、モデル地区で実施した手法の賑わい創出地区への展開に関する検討、実施地区における社会実験の推進に向けた検討等について協議・調整を行う。

#### 4) 「流域水環境再生分科会」

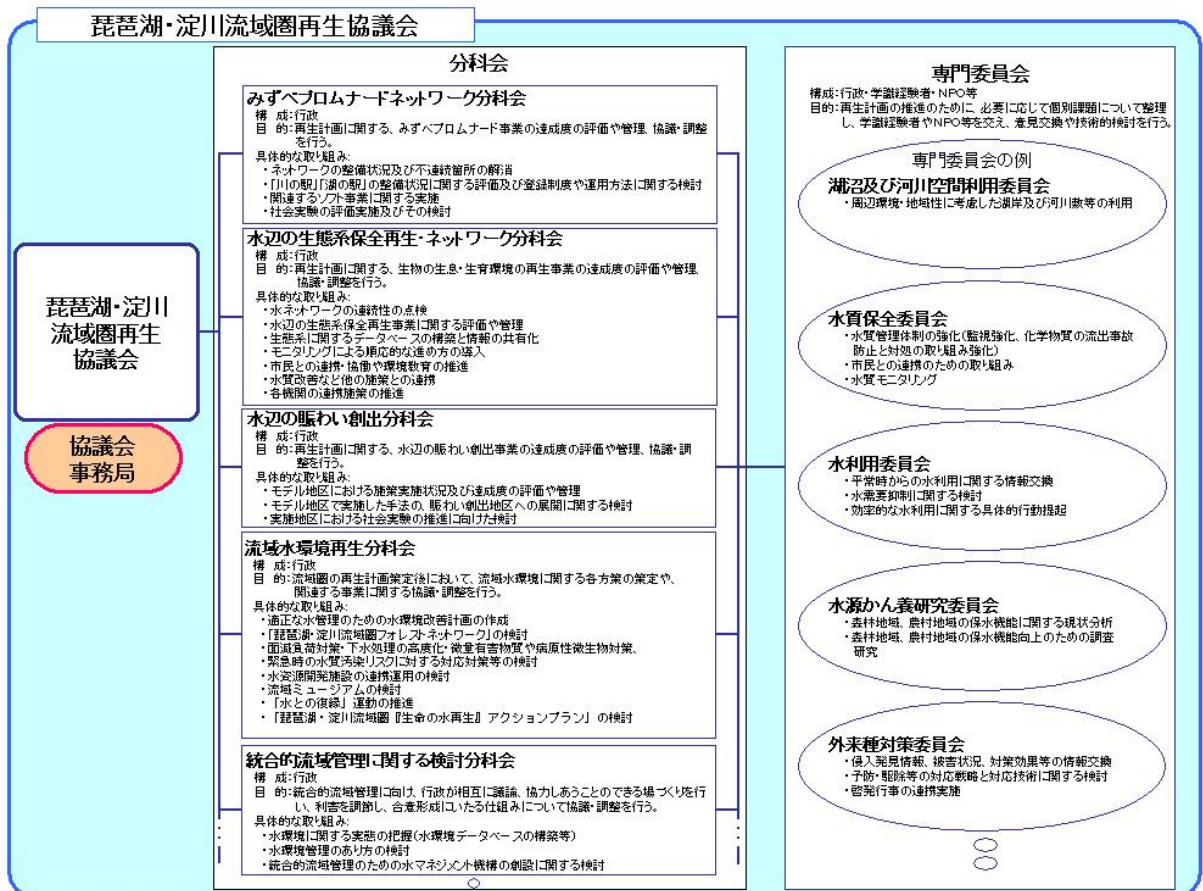
適正な水管理のための水環境改善計画の作成、「琵琶湖・淀川流域圏フォレストネットワーク」の検討、面減負荷対策・下水処理の高度化・微量有害物質対策や病原性微生物対策・緊急時の水質汚染リスクに対する対応等の検討、水資源開発施設の連携運用の検討、流域ミュージアムの検討、「水との復縁」運動の推進、「琵琶湖・淀川流域圏『生命の水再生』アクションプラン」の検討等について協議・調整を行う。

#### 5) 「統合的流域管理に関する検討分科会」

水環境に関する実態の把握（水環境データベースの構築）、水環境管理のあり方の検討、統合的流域管理のための水マネジメント機構の創設に関して検討等を行い、統合的流域管理に向け、行政が相互に議論、協力しあうことのできる場づくりを行い、利害を調節し、合意形成にいたる仕組みについて協議・調整を行う。

### (2) 「専門委員会」の設置

「専門委員会」として、必要に応じ、例えば、「湖沼及び河川空間利用委員会」、「水質保全委員会」、「水利用委員会」、「水源かん養研究委員会」、「外来種対策委員会」等を設置する。



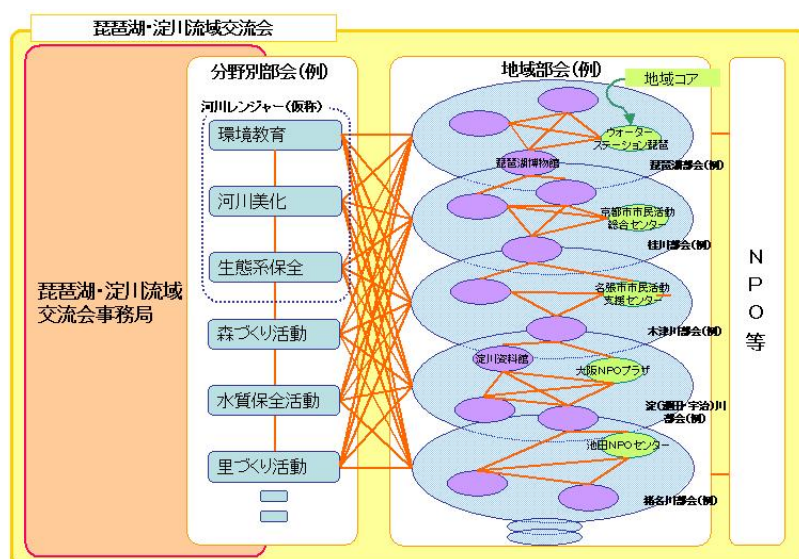
## 2. 「琵琶湖・淀川流域交流会」

「琵琶湖・淀川流域交流会」には、「琵琶湖・淀川流域交流会事務局」を設置するとともに、NPO等の活動の分野や地域性を考慮し、「分野別部会」、「地域部会」を設置し、NPO等が活動する拠点の連携を促進するため、各活動拠点のネットワーク化を図る。

なお、「分野別部会」及び「地域部会」はNPO等の自主性により運営され、事務局はそれぞれの活動への支援や、情報のネットワークにより、緩やかな交流を促進する役割を担う。

### (1) 「琵琶湖・淀川流域交流会事務局」

「琵琶湖・淀川流域交流会事務局」は、NPO等が活動する拠点のセンター的なハブとしての役割や、プラットフォーム的な機能を有し、情報の交流・発信、機材等物資の貸し出し及び提供、企業がNPO等の活動を援助する認証制度の設定、研究機関等とのコーディネート等の各種の支援、セミナー・シンポジウム等の交流イベントの開催等のNPO等への活動支援を行う



ことにより、NPO等の活動の活発化や交流を促進し、NPO等だけでなく企業や研究機関等の多様な主体が協働することを目指す。活動支援における情報の交流・発信として、流域圏に関する様々な情報の各活動拠点への配信、各NPO等の活動紹介、HPの作成等を行う。

### (2) 「分野別部会」

NPO等の活動が、環境教育、河川美化、生態系保全といった分野別で行われていることから、それぞれの分野の集まりである「分野別部会」を構成し、分野ごとの情報発信・交流・連携等を行う。

### (3) 「地域部会」

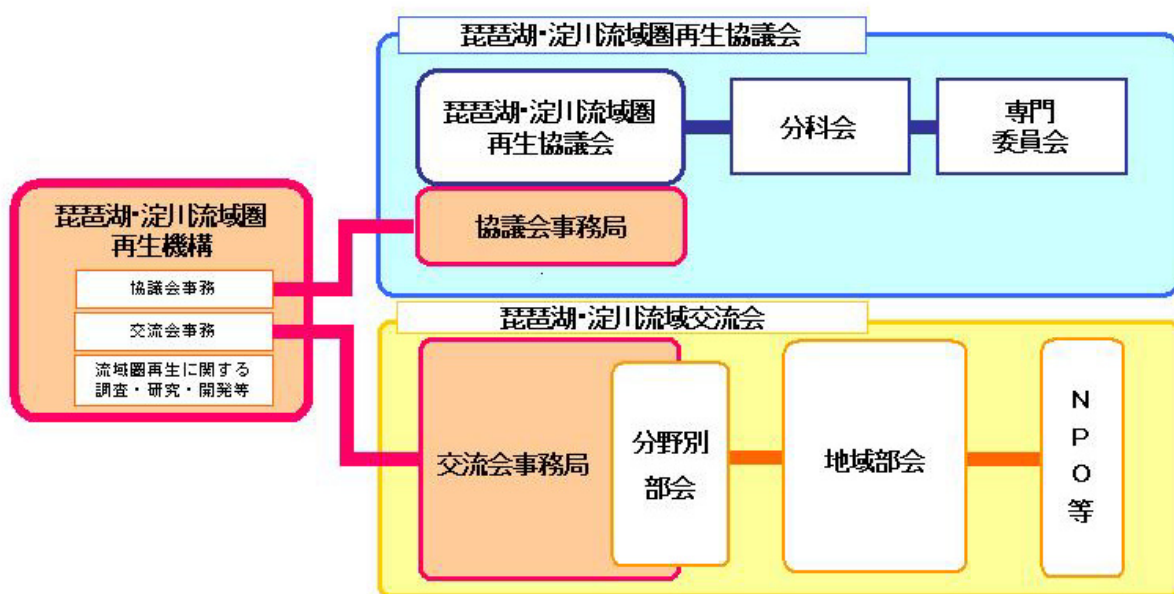
NPO等の活動の地域性を考慮し、琵琶湖流域、淀川流域等、支川流域等の地域ごとに「地域部会」を設置することにより、地域の連携強化を目指す。また、NPOサポートセンターや資料館等の既存施設を活用することで、活動拠点を確保するとともに、地域の連携の中心となる活動拠点を「地域コア」と位置付け、各NPO等の取り組みへの参加者募集、情報・交流スペースの提供等、地域活動の支援を行う。

### 3. 「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」

「琵琶湖・淀川流域圏再生協議会」の事務局とNPO等の交流ネットワークをサポートする事務局としての役割を持つ「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置する。

この機構の設置にあたっては、行政とNPO等との調整を行い、双方の立場を理解しながら、利害に影響されない中立的な組織であること、また流域における水源地域と水利用地域、都市部と地方部等、各々の立場を尊重して調整を行える組織であることに留意する必要がある。このためには、「(財)琵琶湖・淀川水質保全機構」の組織体制を拡充し、活用することも一方策であると考えられるので、今後関係機関と調整し検討を進める。

なお、NPO等への支援をより円滑に進めるために、寄付金の税控除対象となる特定公益増進法人への認定及びその運用の弾力化等、組織の活動がより活発になるような規制緩和が望まれる。



### 4. 第三者を含めた評価委員会の設置

再生計画推進を確実なものとするために、計画の進捗状況とその評価について公開による年次報告会を実施するとともに、その結果について、必要に応じて第三者を含めた評価委員会に報告する。